

# 栗原遊水地利用規程

## 第1条（目的）

栗原遊水地は河川の一部であり、河川法等の関係法令の範囲内において自由な使用に供されていますが、その利用にあたり、利用者は自己責任、自己管理の原則のもとで利用することとなります。

この規程は、栗原遊水地の利用に際して、利用者の秩序を維持するとともに、利用に伴う事故を未然に防止し、安全・安心・快適・公平に栗原遊水地を利用するためのルール・マナーを定めることを目的とします。

## 第2条（定義）

栗原遊水地は、目久尻川の左岸にあるA池、右岸にあるB池（上）、B池（下）の3つの池からなりますが、この規程において対象とするのはB池（下）です。（別紙1）

この規程におけるルールとは、「利用者が安全・安心・快適・公平に利用することができるための行動の指針となる事柄」を、マナーとは「利用者各人の常識的かつ主体的な行動を促す事柄」をいいます。

また、この利用規程中の管理者とは、「神奈川県厚木土木事務所東部センター所長」をさし、利用者とは、「栗原遊水地の池内及び水面を、それぞれの目的で使用する全ての利用者」のこととします。

## 第3条（利用禁止期間・利用時間）

遊水地の利用禁止期間・利用時間は以下のとおりです。なお、管理者が必要と認めた場合の制限には必ず従ってください。

### （1）利用禁止期間

利用禁止期間は以下のとおりとします。その場合利用者は、迅速に池外周柵より外側に避難してください。

- ① 横浜地方気象台から座間市に大雨または洪水注意報以上のどちらか一方またはその両方が発せられた時からこれら全てが解除されるまでの期間。
- ② 目久尻川本川から遊水地へ流水が流入し始めた時、または流入の恐れがある時から、遊水地水位が通常水位に戻るまでの期間。

### （2）利用時間

利用時間は、日の出から日没までとし、これ以外の時間帯は池周辺の柵より内側への立ち入りを原則として禁止します。（管理者が許可した特別のイベント等は除きます。）

## 第4条（禁止事項）

遊水地の利用にあたっては、以下の行為を禁止します。

- (1) 越流堤区域への立ち入り。(別紙1)
- (2) 栈橋などの工作物の設置
- (3) 池内での炊事及び火気の使用。(花火なども含みます。)
- (4) 遊水地を汚す行為、他の利用者への危険行為。
- (5) むやみに動植物を荒らすこと。(自然形態への影響は最小限に留める。)
- (6) 遊水地内へのオートバイや自動車の乗り入れ。
- (7) 管理用通路入口ゲート前の駐車。
- (8) 遊水、ボートなどによる水面への立ち入り。(管理者が安全を確認し、許可した特別のイベント等は除きます。)
- (9) 遊漁行為(釣り等)や水生生物の捕獲・放流などで下記に違反する行為。
  - ① コイ等については、「コイの持ち出し禁止及び放流等の制限に関する内水面漁場管理委員会指示について」。(別紙2)
  - ② 外来生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。(別紙3)

#### 第5条(水面利用について)

- (1) 水面利用では特に危険を伴いますので、全ての利用者は、自己責任・自己管理の原則のもとで、十分注意して利用してください。
- (2) 釣針・釣糸・仕掛けは放置せず、使用後は必ず各自が持ち帰ってください。
- (3) 釣りは指定された場所から行うことができます。それ以外は禁止します。(別紙1)

#### 第6条(安全・快適に利用するためのマナー)

誰もが気持ちよく利用できるために、利用者は以下のマナーを守ってください。

- (1) ゴミは各自持ち帰る。
- (2) 利用後は利用前よりもきれいにしよう心がける。
- (3) 他の利用者及び近隣住民の迷惑になるような騒音は出さない。
- (4) 水辺付近で幼児を遊ばせる際は、必ず保護者が付き添う。
- (5) 譲り合いの精神で安全・安心・快適・公平に利用する。

#### 附則

- 1 本利用規程は、平成23年 1月 12日から施行する。
- 2 本利用規程に関する問い合わせ等は、「厚木土木事務所東部センター河川砂防課」が窓口となり、「栗原遊水地ビオトープ連絡会」に報告・調整を行う。

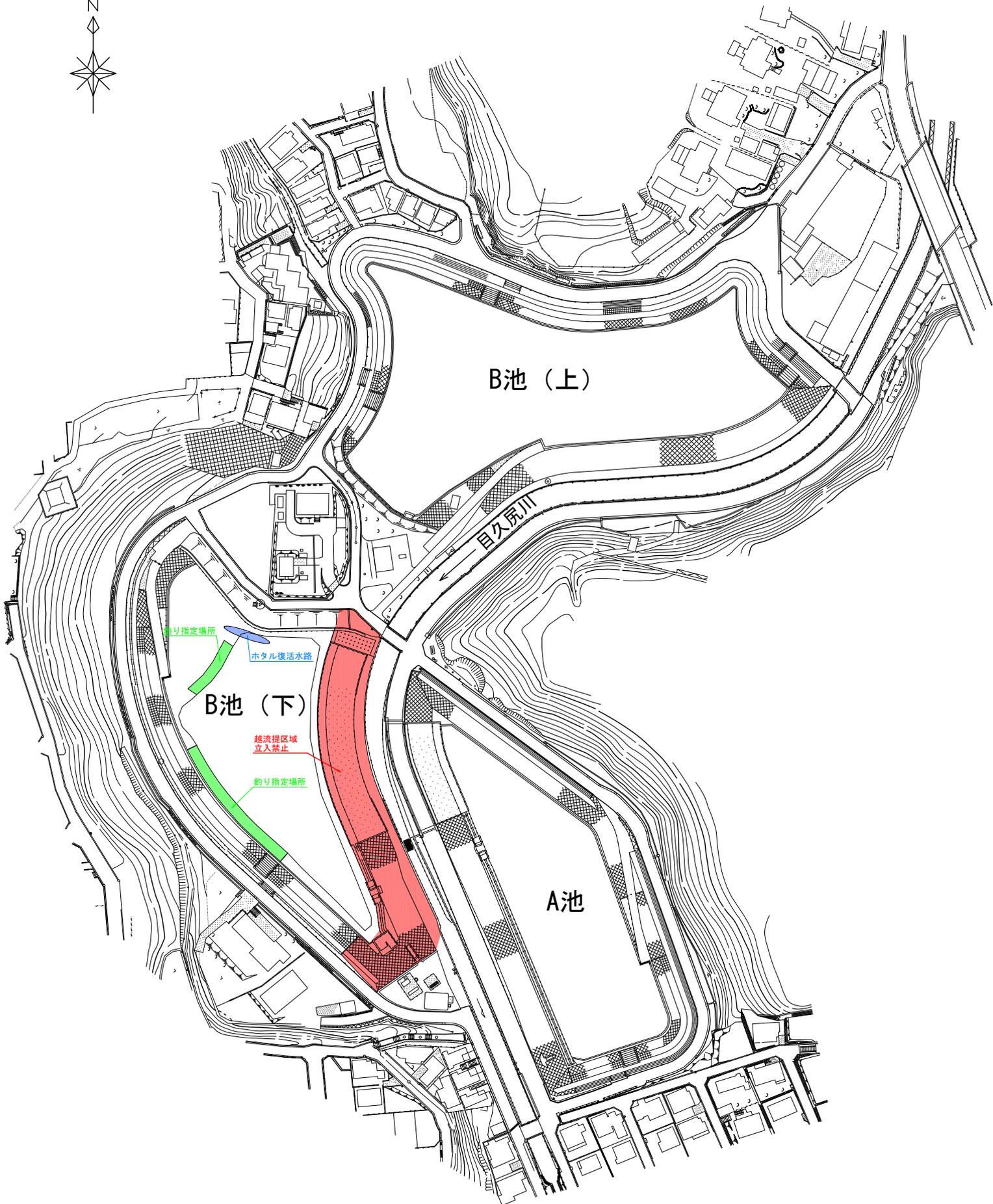
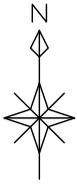
(問い合わせ先)

厚木土木事務所東部センター 河川砂防課

(住所) 綾瀬市寺尾本町1-11-3

(TEL) 0467-79-2800(代)

(FAX) 0467-79-2858



B池 (上)

目久尻川

B池 (下)

越流堤区域  
立入禁止

釣り指定場所

釣り指定場所

ホタル復活水路

A池

## コイの持ち出し禁止及び放流等の制限に関する内水面漁場管理委員会指示について

更新年月日・2010年4月16日

### 神奈川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを同一水系に放流する場合を除く。

平成22年4月16日

神奈川県内水面漁場管理委員会  
会長 大倉重信

#### 1 指示内容

##### (1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認めた場合は、当該水系(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。)においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、当該水系の範囲については、神奈川県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

##### (2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次のすべてを満たしていることを確認すること。

(ア) 放流用コイが汚染水域由来でないこと。

(イ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) PCR検査又はLAMP法で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならないこと。

#### 2 指示期間

平成22年5月6日から平成23年5月5日まで

## 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（抜粋）

（平成十六年六月二日法律第七十八号）

最終改正：平成一七年四月二七日法律第三三号

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

（定義等）

**第二条** この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

**2** この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定外来生物被害防止基本方針)

**第三条** 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針(以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

## 第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

**第四条** 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合

二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合